

みえ歯と口腔の健康づくり条例の改正（中間案）

現行条例	改正案	備考
<p>第三章 施策の基本的事項 （基本的施策）</p> <p>第十一条 県は、歯と口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施するため、次に掲げる施策を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>一 全ての県民が、生涯にわたって、歯科検診等を<u>受けられる環境の整備</u>に関すること。</p> <p>二 障がい者、<u>介護を必要とする者</u>その他歯科検診等を受けることが困難な者並びに<u>妊産婦及び乳幼児が必要とする</u>歯科検診等を受けることができる環境の整備に関すること。</p>	<p>第三章 施策の基本的事項 （基本的施策）</p> <p>第十一条 県は、歯と口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施するため、次に掲げる施策を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>一 全ての県民が、生涯にわたって、歯科検診等を<u>受けすることができる環境の整備</u>に関すること。</p> <p>二 <u>医療的ケア児、障がい者、その他歯科検診等を受けることが困難な者が</u>歯科検診等を受けることができる環境の整備に関すること。</p> <p>三 <u>妊娠期から子育て期における母子に必要とされる</u>歯科検診等を受けることができる<u>環境の整備</u>に関すること。</p>	<p>・文言の整理として、「受けられる」を「受けすることができる」に改める。</p> <p>・第二号に「医療的ケア児」における対策について新たに規定。</p> <p>・現行条例第二号に規定している「介護を必要とする者」を「要介護者」に改めるとともに、「高齢者、要介護者等へのオーラルフレイル対策」として新たに第九号に規定。</p> <p>・現行条例第二号に規定している「妊産婦及び乳幼児」を「妊娠期から子育て期」に改めるとともに第三号に規定。</p> <p>・第三号に、妊娠期から子育て期の対策について規定。</p>

現行条例	改正案	備考
<p>三 幼児、児童及び生徒に関する歯と口腔の健康づくりの推進を図るため、学校等におけるフッ化物洗口等の科学的根拠に基づく、効果的な歯科保健対策の推進並びに学校等がフッ化物洗口等を行う場合における助言及び支援に関すること。</p> <p>四 歯科医療関係者と協力し、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第五条に規定する児童虐待の早期発見等に関すること。</p> <p>五 成人期における歯周疾患の予防対策に関すること。</p>	<p>四 幼児、児童及び生徒に関する歯と口腔の健康づくりの推進を図るため、学校等におけるフッ化物洗口等の科学的根拠に基づく、効果的な歯科保健対策の推進並びに学校等がフッ化物洗口等を行う場合における助言及び支援に関すること。</p> <p>五 歯科医療関係者と協力し、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第五条に規定する児童虐待の早期発見等に関すること。</p> <p>六 <u>スポーツによる口腔の外傷等の予防及びこれらの軽減に関すること。</u></p> <p>七 成人期における歯と口腔の健康づくりと喫煙及び生活習慣病との関連性に関する情報の提供及び啓発に関すること。</p> <p>八 <u>事業所における従業員の健康管理による歯と口腔の健康づくりの推進に関すること。</u></p>	<p>・第六号に、スポーツによる口腔の外傷等の予防及びこれらの軽減を図るための対策について新たに規定。</p> <p>・現行条例の第五号に規定している「歯周疾患の予防対策」を「歯と口腔の健康づくりと喫煙及び生活習慣病に関する情報提供等」に改め、第七号に規定。</p> <p>・第八号に、事業所における従業員の歯と口腔の健康づくりの推進について新たに規定。</p>

現行条例	改正案	備考
<p>六 中山間地域等（山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、歯科検診等を受けることが困難な地域をいう。）における歯科検診等を受けることができる環境の整備に関すること。</p> <p>七 平常時における災害に備えた歯科保健医療体制の整備及び災害発生時における迅速な歯科保健医療体制の確保に関すること。</p> <p>八 歯と口腔^{くわ}の健康づくりに係る業務に携わる者の人材確保、育成及び資質の向上に関する施策に関すること。</p>	<p><u>九 高齢者、要介護者、認知症の症状がある者等歯科検診等を受けることが困難な者が歯科検診、フレイル、オーラルフレイル対策等の介護予防を受けることができる環境の整備に関すること。</u></p> <p>十 中山間地域等（山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、歯科検診等を受けることが困難な地域をいう。）における歯科検診等を受けることができる環境の整備に関すること。</p> <p><u>十一 平常時から災害及び感染症に備えた歯科保健医療体制の整備並びに災害発生時等における迅速な歯科保健医療体制の確保に関すること。</u></p> <p><u>十二 口腔健康管理及び歯と口腔の健康づくりに係る業務に携わる者の人材確保、育成及び資質の向上に関すること。</u></p> <p><u>十三 医科歯科連携等の推進に関すること。</u></p> <p><u>十四 地域での包括的な支援及びサービスの提供体制における歯科医療の推進に関すること。</u></p>	<p>・第九号に、高齢者、要介護者、認知症の症状がある者等へのフレイル対策等について新たに規定。</p> <p>・第十一号に、感染症に備えた歯科保健医療体制の整備について新たに規定。</p> <p>・現行条例八号に規定している「歯と口腔の健康づくりに係る業務に携わる者」のうち、歯科医師及び歯科衛生士を歯科医師及び歯科衛生士を「口腔健康管理に係る業務に携わる者」と改め、第十二号に規定。</p> <p>・第十三号に、医科歯科連携等の推進について新たに規定。</p> <p>・第十四号に、地域での包括的な支援及びサービス提供体制における歯科医療の推進について新たに規定。</p>

現行条例	改正案	備考
<p>九 歯科疾患に係る効果的な予防及び医療に関する研究に関すること。</p> <p>十 前各号に掲げるもののほか、<u>歯と口腔</u>の健康づくりに<u>必要な施策</u>に関すること。</p>	<p><u>十五</u> 歯科疾患に係る効果的な予防及び医療に関する研究に関すること。</p> <p><u>十六</u> 前各号に掲げるもののほか、<u>歯と口腔</u>の健康づくりに関すること。</p>	<p>・文言の整理として、第十六号の「必要な施策」を削除。</p>